

【重要事項説明】

★事業所の名称及び所在地

名称：一般社団法人坂戸鶴ヶ島医師会立訪問看護ステーションさつき

所在地：〒350-0212

坂戸市大字石井2327-5

電話番号：049-288-3801

★営業日及び営業時間

営業日：月曜日から金曜日（9：00～17：00）

土曜日（9：00～13：00）

休業日：日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月4日）

緊急時連絡体制：電話により24時間常時連絡が可能な体制をとります。

※サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医・親族・居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

★通常の事業の実施地域

坂戸市、鶴ヶ島市、川越市、東松山市、日高市、毛呂山町、川島町、鳩山町

※上記地域以外の方でもご相談に応じます。

★従業員の職員体制

管理者：1人（看護師） 看護師：8人以上 事務：1人以上

★サービスの内容

- (1) 病状観察、健康相談（血圧・熱・呼吸・脈拍などの測定、病変の観察と助言等）
- (2) 日常生活看護（清拭・洗髪・爪切り等による保清、入浴介助、食事・排泄介助等）
- (3) 医師の指示による医療処置（褥瘡処置、吸引、人工呼吸器・胃ろう等のチューブ管理、点滴薬剤及び服薬管理等）
- (4) その他（家族相談・支援等）

★利用料金

- (1) 利用料（介護保険・医療保険）

国の定めた法案の料金 保険証の負担割合、公費等の利用により自己負担は異なります。

※差額利用料として、次の額を徴収します。

- ・2時間を超える場合 30分毎に 1,200円
- ・日曜・祝祭日の場合 1回につき 2,300円

(2) キャンセル料

急なキャンセルの場合は所定の料金をいただきます。なお、緊急入院等の場合はこの限りではありません。

(3) その他

利用者のお住まいで使用する電気、水道、ガス等の費用はご利用者負担になります。

処置等で使用した料金は、その都度ご請求いたします。

★訪問看護サービスの特徴

(1) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

(2) 事業所の従事者は、利用者等の心身の特性を踏まえて訪問看護計画書を作成し、計画に沿ってその有する能力に応じて自立した日常生活を営む事ができるよう療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るよう努めます。

(3) 地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

★事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な処置を講じます。

また、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、加入保険により速やかに損害賠償いたします。

★緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は事前の打ち合わせにより、主治医、親族、居宅介護支援事業所等へ連絡いたします。

★サービス内容に関する相談・苦情窓口について

事業所 苦情・相談窓口（担当：管理者） 電話番号：049-288-3801

受付時間：月曜日～金曜日（午前9時～午後5時）

その他苦情・相談窓口

【医療保険利用者】

☆埼玉県医療安全相談窓口 電話：048-830-3541

☆坂戸保健所 電話：049-283-7815

【介護保険利用者】

☆埼玉県国民健康保険団体連合 介護サービス苦情相談窓口 電話：048-824-2568

☆坂戸市役所高齢者福祉課介護保険担当 電話：049-283-1311

☆鶴ヶ島市役所高齢者福祉課：049-271-1111

★ハラスメント対策について

厚生労働省より通知されております内容は、スタッフ一同定期的に研修し間違っただけの行為が無いよう努めております。また、ご利用者様やご家族様より身体暴力や精神的暴力、セクシャルハラスメント行為等が行われた場合、発覚した時点で訪問終了とさせていただきます。

★秘密の保持

従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

★高齢者虐待防止・身体拘束等の適正化について

当事業所では、高齢者虐待防止委員会及び身体拘束適正化委員会や職員の研修を定期的に行い、日頃よりこれに努めております。(詳しくは、施設内設置「高齢者虐待防止のための指針」「身体拘束適正化のための指針」をご覧ください。)

★個人情報の保護について

当事業所では、ご利用者またはそのご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が遵守した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守した適切な取扱いに努めます。また知り得た情報は、介護サービス提供以外の目的では利用しないものとし、その情報提供時にはご利用者またはご家族の同意を得るものと致します。

★感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の予防及びまん延防止のため、管理者を中心に定期的な研修と訓練を行います。(詳しくは施設内設置「新型コロナウイルス感染症時における業務継続計画」をご覧ください。)

★業務継続に向けた取り組みの強化

感染症や災害においてもご利用者の介護サービスが滞りなく行われるよう、計画案を作成し定期的な研修と訓練を行います。(詳しくは施設内設置「新型コロナウイルス感染症時における業務継続計画」「自然災害発生時における業務継続計画」をご覧ください。)

★オンライン資格確認システムの活用

質の高い訪問看護を目指し以下のことを実施しております。また取得した内容は、個人情報として大切に扱い訪問に活用させていただきます。

☆看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を利用して訪問看護・指導を実施しています。

☆マイナ保険証の利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでおります。